

「海峽制度」開スル条約」

署名 一九三六年七月二〇日(モントルー)
効力発生 一九三六年一月九日
日本国 一九三七年二月一六日(同年二月一六日批准、二月五日公布、条約一号、五二年四月二八日昭和条約第八八条)により、平和条約発効の日)一切の権利及び利益を放棄

当事国 一〇

「ブルガリア」国皇帝陛下、仏蘭西フランス共和国大統領、グレートブリテン、アイルランド及グレートブリテン海外領土皇帝陛下、インド皇帝陛下、希臘ギリシア国皇帝陛下、大日本帝国天皇陛下、ルーマニア国皇帝陛下、トルコ共和国大統領、ソヴェイエト社会主義共和国連邦中央執行委員会並ニユーゴスラヴィエ「国皇帝陛下、ハ、

千九百二十三年七月二十四日「ローザンヌ」ニ於テ署名セラレタル平和条約第二十三条ニ依リ確立セラレタル原則ヲ「トルコ」國ノ安全及黒海ニ於ケル其ノ沿岸諸國ノ安全ノ範圍内ニ於テ擁護スル様「ダダネル」海峽、「マルマラ」海及「ボスポロス」、此等ヲ「海峽ナル」一般名稱ヲ以テ包括スニ於ケル通過及航行ヲ規律スルノ希望ニ促サレ、

千九百二十三年七月二十四日「ローザンヌ」ニ於テ署名セラレタル条約ニ代フル本条約ヲ以テスルコトニ決シ、左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ。(全權委員名略)
右各全權委員ハ、互ニ其ノ全權委任状ヲ示シ、之ガ良好妥當ナルコトヲ認メタル後、左ノ諸規定ヲ協定セリ。

第一款 商船

第一条【通過及航行の自由】 締約國ハ、海峽ニ於ケル海路ノ通過及航行ノ自由ノ原則ヲ承認シ且確認ス。
右自由ノ行使ハ、今後本条約ノ規定ニ依リ之ヲ定ム。

掲ケラルル第三条ノ規定ノ留保下ニ、何等ノ手続ヲモ要スルコトナク、国旗及載荷ノ如何ヲ問ハズ、昼夜ヲ通ジ、海峽ニ於ケル通過及航行ノ完全ナル自由ヲ享有スベシ。右船舶ハ海峽ノ港ニ寄ルコトナク通過スルルベシ。右船舶ニ對シテハ、本条約ノ第一附属書ニ徴取ニ関シ規定アルモノ以外ノ何等ノ税金又ハ課金モ、「トルコ」國官憲ニ依リ徵收セラルルコトナカルベシ。右ノ税金又ハ課金ノ徴取ヲ容易セラルルコトナカルベシ。商船ハ、第三条ニ掲ケラルル検査所ノ所員ニ其ノ船舶名、国籍トシテ、目的地及出発地ヲ通知スベシ。

第三条【検査】 「エーゲ」海又ハ黒海ヲ經テ海峽ニ入ル船舶ハ、國際衛生規定ノ範圍内ニ於テ「トルコ」國ノ規則ニ依リ定メラレタル検査ノ爲メ海峽ノ入口ニ近キ検査所ニ停泊スベシ。右検査ハ、健康證明書ヲ有スル船舶ハ、本条第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケベキモノニ非ザルコト証明スル健康申告書ヲ提出スル船舶ニ付テハ、昼夜ヲ通ジ成ルベク迅速ニ行ハルベク、又此等ノ船舶ハ、其ノ海峽通過中他ノ何等ノ停船ヲモ強要セラレザルベシ。船内ニ「ベスト」、「コレラ」、「黄熱、熱疹」、「チフス」若ハ痘瘡ノ患者ヲ有シ又ハ七日以内ニ右患者ヲ有シタル船舶及五昼夜ニ達セザル期間内ニ汚染港ヲ去リタル船舶ハ、「トルコ」國官憲ノ指定スルコトアルベク検査員ヲ乗船セシムル爲メ、前項所定ノ検査所ニ停船スベシ。右右名目シテ何等ノ税金又ハ課金モ徴取セラルルコトナカルベク、且右検査員ハ、海峽ノ出口ニ於ケル検査所ニ於テテ下船セシムルコトヲ要ス。

第四条【戦時における通過と航行】 戦時ニ於テ、「トルコ」國が交戦状態ニ在ラザルトキハ、商船ハ、国旗及載荷ノ如何ヲ問ハズ、第二条及第三条ニ規定セラルル条件下ニ、海峽ニ於ケル通過及航行ノ自由ヲ享有スベシ。
第五条【トルコ國が交戦状態にある場合】 戦時ニ於テ、「トルコ」國が交戦状態ニ在ルコトキハ、「トルコ」國ト戰爭中ノ國ニ屬セザル船舶ハ、何等敵ヲ援助セザルコトヲ条件トシテ、海峽ニ於ケル通過及航行ノ自由ヲ享有スベシ。

右船舶ハ、昼間海峽ニ入ルベク、且通過ハ、各場合ニ於テ「トルコ」國官憲ニ依リ指定セラルル航路ニ依リ行ハルコトヲ要ス。

第六条【トルコ國が戦争の危険にある場合】 「トルコ」國が急迫セル戦争ノ危險ニ脅威セラルル場合ニ於テモ、仍第二条ノ規定ハ、仍続キ適用セラルベシ。但シ、船舶ハ、昼間海峽ニ入ルコトヲ要シ、且通過ハ、各場合ニ於テ「トルコ」國官憲ニ依リ指定セラルル航路ニ依リ行ハルコトヲ要ス。右ノ場合ニ於テハ、水先案内ハ、之ヲ義務的ト爲シ得ベキモ無料トス。

第七条【商船の意義】 「商船ナル語ハ、本条約第二款ニ掲ケラルル一切ノ船舶ニ適用セラル。

第二款 軍艦

第八条【軍艦の意義】 本条約ノ適用ニ付テハ、軍艦及其ノ類別並ニトシテ計算ニ適用セラルル定義ハ、本条約第二附属書所載ノモトナシ。

第九条【燃料輸送用補助艦船】 液体タルト否ヲ問ハズ燃料ノ輸送ノ爲メ特ニ設計セラレタル海軍補助艦船ハ、個別の二海峽ヲ通過スルコトナカルベシ。第十三条ニ掲ケラルル子告ヲ強制セラルルコトナカルベク、且第十四条及第十八条ニ依リ制限ヲ受クルトシテ計算ニ算入セラルルコトナカルベシ。但シ、右補助艦船ハ、通過ニ関スル他ノ条件ニ付テハ、軍艦ト看做サルベシ。前項ニ掲ケラルル補助艦船ハ、其ノ口径ガ水上目標ニ對スル砲トシテハ、最大限五百ミリメートルノ口径ヲモ、二門ヲ又空中目標ニ對スル砲トシテハ、最大限七十五ミリメートルノ口径ヲモ、二門ヲ超エザル場合ニ非ザレバ、前項ニ規定セラルル例外的取扱ヲ享有スルコトヲ得。

第一〇条【輕水上艦者の他】 平時ニ於テハ、黒海沿岸國ニ屬スルト又ハ非黒海沿岸國ニ屬スルトヲ問ハズ、輕水上艦 戦闘用小艦船及補助艦船ハ、其ノ國旗ノ如何ニ拘ラズ、昼間ニ於テ且第十三条ニ規定セラルル条件下ニ、二海峽ニ入ル場合ニ限り、何等ノ税金又ハ課金ヲモ要スルコトナク、海峽ニ於ケル通過ノ自由ヲ享有スベシ。

前項ニ掲ケラルル艦種ノ属スル軍艦以外ノ軍艦ハ、第一条及第十二条ノ規定セラルル特別条件ノ下ニ於テノミ、通過ノ權利ヲ有スベシ。



峽ヲ通過セシムルコトヲ得。但シ、右軍艦方三隻以下ノ水雷艇ヲ直衛トシテ一隻ツツ海峡ヲ通過スルコトノ条件トス。

第二條(潜水艦) 黒海沿岸國ハ、起工又ハ購入ノ通知ヲ付、トルコニ對シ適當ノ時期ニ爲サレタルトキハ、黒海外ニ於テ建造セラレ又ハ購入セラレタル自國ノ潜水艦ヲシテ其ノ根拠地ヘ回航ノ爲メ海峡ヲ通過セシムルノ權利ヲ有スベシ。右諸國ニ屬スル潜水艦ハ、又黒海外ニ在ル船渠、於テ修理ヲ受ケルノ爲メ海峡ヲ通過スルコトヲ得。但シ、右二國ニ屬スル潜水艦ハ、右諸國ノ通過スルコトヲ要ス。何レノ場合ニ於テモ、潜水艦ハ昼間水面ヲ航行シ、且個別的ニ海峡ヲ通過スルコトヲ要ス。

第三條(通過ノ手續) 軍艦ノ海峡通過ノ爲ニハ、外交手續ニ依リ、トルコニ國政府ニ予告ヲ爲スルコトヲ要ス。通常ノ予告期間ハ八日トス。但シ、非黒海沿岸國ニ付テハ右期間ガ十五日タラント望マシ。予告ニハ軍艦ノ目的地、艦名、艦型及隻數並ニ往航及場合ニ依リ復航ノ通過日ヲ示スベシ。日ノ変更ニ付テハ三日ノ予告ヲ要ス。

往航ノ通過ノ爲メハ、最初ノ予告ニ示サレタル日ヨリ五日ノ期間内ニ爲サルコトヲ要ス。右期間ノ満了後ハ、最初ノ予告ニ對スルト同一ノ条件ノ下ニ新ナル予告ヲ爲サルコトヲ要ス。

通過ニ際シテハ、海軍兵力ノ指揮官ハ、其ノ指揮ノ下ニ在ル兵力ノ正確ナル編成ヲタルコトナク又ハ「ボスポロス」ノ入口ニ在ル信號所ニ對シ停止スルコトナクシテ通知スベシ。

第一四條(外國海軍兵力ノ最大限) 海峡ニ於テ通過ノ途ニ在ルコトヲ得ベキ一切ノ外國海軍兵力ノ最大限總數ハ、第十一條及本條約第三附屬書ニ規定セラルル場合ヲ除ク外、一万五千トシテ超ユルコトヲ得ス。

尤モ前項ニ掲ゲラルル兵力ハ、九隻ヲ超ユル軍艦ヲ包含セザルコトヲ要ス。

黒海沿岸國又ハ非黒海沿岸國ニ屬スル軍艦ニシテ第十七條ノ規定ニ從ヒ海峡ノ港ヲ訪問スルモノハ、右二國ノ數中ニ包含セラザルベシ。

通過ニ際シ海難ヲ蒙リタル軍艦モ亦、右二國ノ數中ニ包含セラザルベシ。右軍艦ハ、修理中ハトルコ國ニ依リ制定セラレタル安全ニ關スル特別規定ニ從フベシ。

第五條(航空機) 海峡通過中ノ軍艦ハ、如何ナル場合ニ於テモ、其ノ搭載スル航空機ヲ使用スルコトヲ得ス。

第六條(海峡内ノ滞在時間) 海峡通過中ノ軍艦ハ、海難又ハ海上罹災ノ場合ニ除ク外、其ノ通過ヲ爲スニ必要ナル時間以上ニ互リ、海峡内ニ滞在スルコトヲ得ス。

第七條(儀禮的訪問) 前諸條ノ規定ハ、トン數又ハ編成ノ如何ノ間ハ、海軍兵力ヲ爲ストルコト國政府ノ招請ニ基キ海峡ノ港ニ短期間ノ儀禮的訪問ヲ爲ストルコト何等妨グルモノニ非ズ。右兵力ハ、第十條、第十四條及第十八條ノ規定ニ從ヒ、海峡ヲ通過スルニ必要ナル条件ヲ具シザル限り、入峽ノ際ト同一ノ航路ニ依リ海峡ヲ去ルコトヲ要ス。

第八條(非黒海沿岸國ノ平時保有噸數) 一 非黒海沿岸國ガ平時黒海ニ於テ保有シ得ル總噸數ハ、左ノ如ク制限セララル。

(イ) 次ノ(ロ)ニ規定セラルル場合ヲ除ク外、右諸國ノ總噸數ハ、三万トシテ超エザルベシ。

(ロ) 何時ルニ於テ黒海ノ最強力艦隊ノ噸數ガ本條約署名ノ日ニ於ケル黒海内ノ最強力艦隊ノ噸數ヲ少クトモ一万トシテ超過スルニ至ル場合ニハ、(イ)ニ掲ゲラルル總噸數三萬トシテハ、四萬五千トシテ最大限ニ達スル迄ハ、超過トシテ同一ノ噸數ヲ増加セラルベシ。之方爲、各沿岸國ハ、本條約第四附屬書ニ從ヒ、毎年一月一日及七月一日ニ黒海ニ於ケル自國ノ艦隊ノ合計噸數ヲトルコ國政府ニ通知スベク、トルコ國政府ハ、右通知ヲ他ノ締約國及國際聯盟事務總長ニ移牒スベシ。

(ハ) 非沿岸國ノ何レカガ黒海ニ於テ保有シ得ベキ噸數ハ、前記(イ)及(ロ)ニ掲ゲラルル總噸數ノ三分ノ二ニ制限セララルベシ。

(ニ) 尤モ非黒海沿岸國ノ一又二以上ガ人道ノ目的ノ爲メ海軍兵力ヲ黒海ニ派遣セント欲スル場合ニ於テハ、右兵力ノ其ノ全体ハ如何ナル場合ニ於テモ八千トシテ超エザルコトヲ要ス。ハ、左ノ条件ノ下ニトルコ國政府ヨリ受クル認許ニ依リ、本條約第十三條ニ規定セラルル予告ヲ要セシテ黒海ニ入航スルコトヲ許サルベシ。

前記(イ)及(ロ)ニ掲ゲラルル總噸數ニ余裕アリ、且派遣ノ要求アリタル兵力ニ依リ右總噸數ノ超過ヲ來サザルトキハ、トルコ國政府ハ、自國ニ對シ爲サレタル要求ノ受領

後成ルベク速ニ認許ヲ与フベシ。

右總噸數ニ既ニ余裕ナキカ、又ハ派遣ノ要求アリタル兵力ニ依リ右總噸數ノ超過ヲ來セキトキハ、トルコ國政府ハ、他ノ黒海沿岸國ニ認許ノ要求ヲ直ニ通知スベク、且右沿岸國ハ右通知ヲ受ケタル後二十四時間以内ニ之ニ對シ異議ヲ申立ザルトキハ、トルコ國政府ハ、關係諸國ニ對シ其ノ要求ニ對シ通知スルコトヲ決シタル措置ヲ遅クトモ四十八時間ノ期間内ニ通知スベシ。

非沿岸國ノ海軍兵力ノ爾後ノ黒海入航ハ、總テ前記(イ)及(ロ)ニ掲ゲラルル總噸數ニ余裕アリ限内ニ於テノミ行ハルベシ。

二 非沿岸國ノ軍艦ハ、其ノ黒海ニ於ケル存在ノ目的ノ如何ヲ問ハズ、二十日ヲ超エ黒海ニ留ルコトヲ得ス。

第九條(トルコ國ガ非交戰國ノ場合ノ通過ト航行) 戰時ニ於テ、第十八條ニ規定セラルル所ト同一ノ条件ノ下ニ海峡ニ於ケル通過及航行ノ完全ナル自由ヲ享有スベシ。

尤モ本條約第十五條ノ適用ノ範圍内ニ屬スル場合及、トルコ國ヲ拘束スル相互援助條約ニシテ國際聯盟規約ノ範圍内ニ於テ締結セラルル、右規約第十八條ノ規定ニ從ヒ登錄セラレ且公表セラレタルモノニ依リ被侵略國ニ爲ヘルル援助ノ場合ヲ除ク外、何レノ交戰國ノ軍艦ニ對シテモ、海峡ノ通過ハ、禁止セラルベシ。

前項ニ掲ゲラルル例外的場合ニ於テハ、第十條乃至第十八條ニ示サルル制限ハ、適用セラザルベシ。

前記第二項ニ規定セラルル通過禁止ニ拘ラズ、黒海沿岸國タルト非黒海沿岸國タルト問ハズ、交戰國ノ軍艦ニシテ其ノ所屬港ヲ離レ居ルモノハ、右港ニ之ヲ回航スルコトヲ得。

交戰國ノ軍艦、海峡ニ於テ捕虜ヲ行ヒ、臨檢ノ權利ヲ行使シ、及如何ナル斷對行為ヲ爲スルコトヲ禁ゼラルベシ。

第二〇條(トルコ國ガ交戰國ノ場合ノ通過) 戰時ニ於テ、トルコ國ガ交戰状態ニ在ルトキハ、第十條乃至第十八條ノ規定ハ、適用セラザルベシ。軍艦ノ通過ハ、全クトルコ國政府ノ裁量ニ委サレザルベシ。

第二一條(トルコ國ガ戰争ノ危険にある場合) (トルコ國ガ急迫セル戰爭ノ危険ニ脅威セラレト思惟スル場合ニ於テハ、同國



ハ本条約第二十條ノ規定ヲ適用スルノ權利ヲ有スベシ。
「トルコ」國政府ニ依リ与ヘラレタル權能ヲ行使スルニ先キ
「トルコ」國ノ所屬島ヨリ離レ居ル軍艦ハ、右港ニ之ヲ回航ス
ルコトヲ得。但シ「トルコ」國ハ、國ニシテ其ノ態度ガ本条ノ
適用ノ原因ト爲レルモノノ軍艦ヲシテ右ノ權利ヲ享有セシメザ
ルコトヲ得ルモノトス。

「トルコ」國政府ガ前記第一項ニ依リ与ヘラレタル權能ヲ行使
スルトキハ、右政府ハ、其ノ旨ヲ通知シ締約國及國際聯盟事務
總長ニ送付スベシ。

國際聯盟理事會ガ三分ノ二ノ多數ニ依リ「トルコ」國ノ右ノ如
ク執ルル措置ガ正当ノ理由ナキモノナルコトヲ決定シ、且本
条約ノ署名締約國ノ多數ノ意見モ亦右ノ如クナルトキハ、「トル
コ」國政府ハ、右措置及本条約第六條ニ依リ執ラレタル措置ヲ
撤回スルコトヲ約ス。

第二二條【防疫措置】艦内ニ「ペスト」、「コレラ」、黃熱、瘧疾、チ
フス若ハ痘瘡ノ患者ヲ有シ又ハ七日以内ニ右患者ヲ有シタル
軍艦及五晝夜ニ達セザル期間内ニ汚染港ヲ去リタル軍艦ハ、檢
疫状態ニ於テ海峡ヲ通過スベク、且艦内ニ在ル各種ノ手段ニ依
リ海疫汚染ノ一切ノ危懼ヲ避クルニ必要ナル防疫措置ヲ執ルベ
キモノトス。

第三款 航空機

第二三條【非軍用航空機ノ通過】地中海黒海間ノ非軍用航空機
ノ通過ヲ確保スル爲メ、「トルコ」國政府ハ、右通過ノ用ニ供セラ
ルル航空機ノ海峽ノ禁止地帯外ニ於テ指定ス。シテ、非軍用航空
機ハ「トルコ」國政府ニ對シ、不定期ノ飛行ニ付テハ、三日ノ予告
ヲ、又定期業務ノ飛行ニ付テハ通過期日ノ總持的預告ヲ爲シ、
右航空機ヲ利用スルコトヲ得。

他方、海峽ノ再武装ニ拘ラス、「トルコ」國政府ハ、「トルコ」國ニ
於テ実施中ナル航空規則ニ從ヒ、ヨーロッパ「アジア」間ノ同
國領域ノ飛行ヲ許可セラルル非軍用航空機ノ完全ニ安全ナル
通過ノ爲メ必要ナル便宜ヲ供与スベシ。飛行許可ガ与ヘラルベ
キ場合ノ爲メ、海峽地帯ニ於テ依リベキ航空路ハ、定期ニ指定セ
ラルベシ。

第四款 一般規定

第二四條【國際委員會】千九百二十三年七月二十四日附ノ海峽
制度ニ關スル條約ニ依リ設置セラレタル國際委員會ノ權限ハ、
「トルコ」國政府ニ移譲セラル。第十二條、第十四條及第十八條
ノ適用ニ關スル統計ヲ蒐集シ、及右各條ノ適用ニ關スル情報ヲ
供給スルコトヲ約ス。

「トルコ」國政府ハ、本条約中海峽ニ於ケル軍艦ノ通過ニ關係
アル規定ノ履行ヲ監視スベシ。
「トルコ」國政府ハ、外國海軍兵力ノ海峽内通過ノ予告ヲ受ケ
タルトキハ、直ニ在「アンカラ」締約國代表者ニ對シ右兵力ノ編
成、其ノトン數、其ノ入峽予定日及場合ニ依リ其ノ復航ヲ想日
ヲ通知スベシ。

「トルコ」國政府ハ、海峽ニ於ケル外國軍艦ノ動靜ヲ示シ且通商
並ニ本条約ニ規定セラレタル航海及航空ノ爲ニ有益ナル情報ヲ供
給スル年報ヲ國際聯盟事務總長及締約國ニ送付スベシ。

第二五條【聯盟規約との調和】本条約ノ何レノ規定モ、「トルコ」
國又ハ國際聯盟ノ聯盟國タル他ノ何レカノ締約國ニ付、國際聯
盟規約ヨリ生ズル權利及義務ヲ害スルコトナシ。

第五款 最終規定

第二六條【批准と実施】本条約ハ、成ルベク短キ期間内ニ批准セ
ラルベシ。
批准書ハ、在「パリ」仏蘭西共和國政府ノ記録ニ寄託セラルベ
シ。
日本國政府ハ、「パリ」ニ於ケル其ノ外交代表者ヲ通ジ、仏蘭西
共和國政府ニ對シ、批准済リ旨ヲ通報スルニ止ムルコトヲ得ベ
ク、此ノ場合ニ於テハ成ルベク速ニ批准書ヲ送付スルコトヲ要
ス。

寄託調書ハ、「トルコ」國ノ批准書ヲモ含ミテ六箇ノ批准書ガ寄
託セラレタルトキ直ニ作成セラルベシ。右ノ目的ノ爲メハ、前
項ニ規定セラルル通告ハ、批准書ノ寄託ト同一価値ヲ有スベ
シ。
本条約ハ、右調書ノ日附ノ日ニ於テ實施セラルベシ。
仏蘭西國政府ハ、前項ニ掲ケラルル調書及隨後ノ批准書ノ寄託
調書ノ認證牒本ヲ一切ノ締約國ニ送付スベシ。

第二七條【加入】本条約ハ、其ノ實施ノ日ヨリ千九百二十三年七

月二十四日、「ローザンヌ」平和條約ノ署名國ノ加入ノ爲開キ
置カラル。加入ハ、外交手續ニ依リ仏蘭西共和國政府ニ依リ一
切ノ締約國ニ通知セラルベシ。
加入ハ、仏蘭西國政府ノ通知ノ日ヨリ効力ヲ發生スベシ。
第二八條【存続期間】廢棄 本条約ハ、其ノ實施ノ日ヨリ二十年
ノ存続期間ヲ有スベシ。

尤モ本条約第一條ニ於テ確認セラレタル通過及航行ノ自由ノ原
則ハ、無制限ニ存続期間ヲ有スベシ。前記二十年ノ期間ノ滿了
ノ二年ニ何レノ締約國モ仏蘭西國政府ニ對シ廢棄ノ予告ヲ爲
サザレトキハ、本条約ハ、廢棄ノ予告ノ發送後二年ノ經過ス
ルニ至ル迄引續キ効力ヲ有スベシ。右予告ハ、仏蘭西國政府ニ依
リ締約國ニ通告セラルベシ。

本条約ガ本條ノ規定ニ從ヒ廢棄セラルルニ至ルトキハ、締約國
ハ、新條約ニ條項ヲ決定スル爲會議ニ代表者ヲ出スコトニ同意
ス。

第二九條【修正】

本条約ノ實施ノ日ヨリ每五年ノ期間ノ滿了ニ
當リ、各締約國ハ、本条約ノ又一又ハ二以上ノ規定ヲ修正ヲ發議
スルコトヲ得。
締約國中ノ一國ニ依リ爲サルル改正要求ハ、受理セラレ得ル爲
メニ、第十四條ハ、第十八條又ハ修正ニ關スルモノナルトキハ、
他ノ締約國ニ依リ、又他ノ何レカノ條項ノ修正ニ關スルモノ
ナルトキハ、他ノ締約國ニ依リ支持セラルルコトヲ要ス。右予
告ノ如ク支持セラレタル改正要求ハ、當該五年ノ期間ノ滿了ノ
三月前ニ、一切ノ締約國ニ通告セラルルコトヲ要ス。右予
告ハ、提案セラルル修正ノ指示及理由ヲ掲ゲベシ。

外交手續ニ依テ右提案ニ關シ決定ニ達スル能ハザルトキハ、
締約國ハ、之ガ爲メ召集セラルル會議ニ代表者ヲ出スベシ。
右會議ハ、全會一致ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得。但シ、
第十四條及第十八條ニ關スル改正ノ場合ニ於テハ、締約國ノ四
分ノ三ノ多數以テ足ル。
右多數ハ、黒海沿岸國タル締約國ノ四分ノ三（「トルコ」國ヲ含
ム）ヲ包含シテ計算セラルベシ。

右証拠トシテ、前記各全權委員ハ、本条約ニ署名セリ。（全權委員
署名等略）



留保

大日本帝国全権委員タル下名ハ、本条約ノ規定カ、國際聯盟規約
ニ関シテモ、又右規約ノ範圍内ニ於テ締結セラレタル相互援助条
約ニ関シテモ、國際聯盟ノ非聯盟国トシテノ日本国ノ地位ヲ毫モ
變更スルモノニ非ザルコト、並ニ日本国ガ第十九条及第二十五条
ノ規定ニ於ケル右規約及右条約ニ関スル事項ニ付テハ特ニ判断ノ
完全ナル自由ヲ保持スルコトヲ本国政府ノ名ニ於テ宣言ス。(全権
委員名略)

(附屬書略)

